

25 - 11 保育事業

『合併協定項目(案)』

1 現行のまま新市に引き継ぐもの

(1) 保育所

2 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの

(1) 延長保育

釧路市は現行体制を引き継ぎ、他地域は実情を考慮し対応。

(2) 障害児保育

未受入の解消等を新市で検討。

(3) 地域子育て支援センター事業

3 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの

(1) 一時保育

(2) 休日保育

『調整方針要約一覧』(調整不要や合併前に廃止となる調整項目を除く)

調整項目区分	調整項目内容	調整を必要とする事項
--------	--------	------------

取扱い区分	事業や施設等の名称	合併協議会 項目番号	(定めがある場合、所要期間を明示)
1 現行のまま新市に引き継ぐもの	(1) 保育所	17 - 05 - 02 - 01	
	(2) 保育所給食	17 - 05 - 05 - 09	現行体制で移行し、新市で費用負担の統一を図る
2 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの	(1) 保育所入・退所事務	17 - 05 - 03 - 03	受付時期、入所承諾、通所手続き等を再編
	(2) 延長保育	17 - 05 - 05 - 02	釧路市は現行体制を引き継ぎ、他地域は実情を考慮し対応
	(3) 障害児保育	17 - 05 - 05 - 03	未受入の解消等を新市で検討
	(4) 地域子育て支援センター事業	17 - 05 - 05 - 06	
3 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの	(1) 一時保育	17 - 05 - 05 - 01	
	(2) 休日保育	17 - 05 - 05 - 05	
	(3) 産休等代替職員雇用事業 (「その他の特別保育等推進事業」)	17 - 05 - 05 - 07	
	(4) 高齢者や異年齢児との交流など「保育所地域活動」	17 - 05 - 05 - 08	